

9 資源循環の推進

1 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

2022年4月施行のプラスチック資源循環促進法により、家庭から排出されるプラごみを分別収集する市町村への一層の財政支援や、回収したプラごみのリサイクル先の確保について特段の措置を講じること。

また、海岸漂着物対策に関する財源措置を継続するとともに、国民の利用が多い海岸については、補助率を10割に復元すること。さらに、内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。

◆現状・課題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラごみが、海洋へ流出していると推計されており、SDGsを進める本県では、2018年9月に発表した「かながわプラごみゼロ宣言」の具体的な推進方策として、2020年3月にアクションプログラムを策定し、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用」「クリーン活動の拡大等」の3本柱によりリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロに向けた取組を進めている。



2022年度施行のプラスチック資源循環促進法により、家庭から出るプラごみを市町村が分別収集することとなるが、市町村では、分別収集体制の変更や住民への周知等の新たな負担が生じるほか、収集量の増加による処理費用の増加も懸念される。また、ペットボトル、プラスチック製容器包装等については、容器包装リサイクル法で特定事業者に再商品化義務が課されているが、上記以外のプラスチック使用製品については、製造等を行っている事業者に再商品化義務が課されていないことから、分別収集・再商品化にかかる市町村の財政負担が新たに生じることとなる。このため、国は市町村の経費を地方交付税で手当てするとしているが、経費の一部の財源措置にとどまることから、市町村に対する一層の財政支援が必要である。

さらに、プラごみの輸出規制の強化や、国内での重要な受け皿となっている製鉄所の休廃止が相次ぎ報じられた中で、当面、プラごみ発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、市町村が分別収集したプラごみが行き場を失わないよう、国が責任をもって対応する必要がある。

これまでプラごみの海岸への流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物等地域対策推進事業（地域環境保全対策費補助金）の補助率が、当初の10/10から7/10に引き下げられたことや、近年の人件費の上昇などにより、従前の予算規模では清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

また、内陸域・河川においても、民間団体等との連携の下、様々な対策に取り組んでいるが、自主的なボランティア活動に依存しているのが現状であり、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。そこで、令和元年11月に九都県市首脳会議を代表して、国に「海洋プラスチックごみ対策の推進について」により同趣旨の要望をしたところであるが、将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流出に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、十分な支援が必要である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、脱炭素につながるとともに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋に流出するプラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)